

平成18年度及び平成20年度食の安全・安心確保交付金の 事後評価結果について

平成22年3月3日
和歌山県農林水産部

和歌山県では、この度、平成20年度（ハード事業については平成18年度）に実施した食の安全・安心確保交付金事業について事後評価を実施しましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

◆はじめに

食の安全・安心確保交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知）第7の3の規定により、管内事業実施主体から提出のあった成果報告書に基づき、事後評価を実施しました（別紙）。

なお、事後評価の実施にあたっては、

1. 計画した内容に沿って事業が実施されたか。
 2. 設定した目標値を達成したか。
 3. 達成度が低い場合（60%未満）の改善措置等の内容は適切か。
- 等について、その内容を点検しました。

また、上記の結果をもとに、県全体の総合評価結果についても点検し、評価を実施しました。

◆和歌山県における事後評価結果

本県における事後評価結果は以下のとおりです。

1. 事後評価において「A評価」となった事業については、計画に基づき事業が適切に実施された結果、目標値が達成若しくはほぼ達成されており、事業の実施内容は妥当と考えられます。
2. 県全体の総合評価結果については、「A評価」となり、適正に事業が行われたものと考えられます。

◆学識経験者等第三者の意見等

本県が行う事後評価内容の妥当性について、その公平性の観点から、学識経験者等の第三者の方々からご意見等を頂きました。内容については、別紙に記載のとおりです。

【問い合わせ先】

電話：073-432-4111（代表）

担当：農林水産部

森本（内2915）病虫害・農薬

南方（内2913）生鮮農産物

岩尾（内2925）畜産

伊勢田・山田（内3013）水産物・養殖

登尾（内2901）食事バランスガイド

(参考資料)

食の安全・安心確保交付金実施要綱（抜すい）

制 定：平成17年4月 1日16消安第10270号

最終改正：平成20年4月 1日19消安第14909号

第7 成果の取りまとめ及び事後評価

1 事業実施主体による成果の取りまとめ

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の消費・安全対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第2号に従って成果報告書として取りまとめる。
- (2) 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は（1）において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

2 都道府県知事等による成果の取りまとめ及び事後評価

- (1) 都道府県知事等は、1の（2）により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び（1）の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別紙様式第3号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- (3)（1）及び（2）による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

3 事後評価結果の反映

- (1) 地方農政局長等は、2の（2）により提出された都道府県等の成果報告書に基づき事後評価を実施する。事後評価の実施に当たり、地方農政局長等は公正性確保の観点から評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 地方農政局長等は、（1）の事後評価の結果について管内都府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長に報告する。
- (3) 地方農政局長等は、（1）の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、消費・安全局長が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (5) 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6)（3）の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見
農畜水産物の安全性の確保	生鮮農産物の安全性の確保	和歌山県	生産者へのGAPに対する認知度向上や、GAP指導者の育成及び普及を進めるため、GAPに関する説明・講習会を開催する	○基礎GAP資料の作成(5,000部) ○講習会の開催(2回) ○推進会議、先進地調査(各1回)	160,000	GAP実践農家数の増加率 8.50%	8.50%	100%	A	農業生産現場へのGAP(農業生産工程管理)手法の導入を図るため、県農業生産振興担当部局と食品安全担当部局が連携し、GAP導入手引書及び県版基礎GAPを策定し、農業生産者へのGAP手法の導入を推進した。 県内トマト生産現場において農業者がGAP手法の取組を行った。	生鮮農産物の安全性の確保のためのGAP実践農家戸数が当年度事業によって目標どおり増加(達成)したことは、本事業推進関係者とともに生産者の意識の向上と努力の賜物であろう。引き続き推進され、この勢いで多数派にして頂きたいものである。と同時に、生産者団体・実践農家の取組内容の質・水準の向上(GAP実践を保證する監査の実施に至る等)に向けて今後研修等手立てを尽くして頂きたい。
		和歌山県農業協同組合連合会	生産者へのGAPに対する認知度向上や、GAP指導者の育成及び普及を進めるため、GAPに関する説明・講習会を開催する	○講習会の開催(3回) ○研修会等参加(5回) ○実態調査(1回)	280,000	GAP実践農家数の増加率 8.50%	8.50%	100%	A	農業生産現場へのGAP(農業生産工程管理)手法の導入を図るため、県農業生産振興担当部局と食品安全担当部局が連携し、GAP導入手引書及び県版基礎GAPを策定し、農業生産者へのGAP手法の導入を推進した。 県内トマト生産現場において農業者がGAP手法の取組を行った。	生鮮農産物の安全性の確保のためのGAP実践農家戸数が当年度事業によって目標どおり増加(達成)したことは、本事業推進関係者とともに生産者の意識の向上と努力の賜物であろう。引き続き推進され、この勢いで多数派にして頂きたいものである。と同時に、生産者団体・実践農家の取組内容の質・水準の向上(GAP実践を保證する監査の実施に至る等)に向けて今後研修等手立てを尽くして頂きたい。
	農薬の適正使用等の総合的な推進	和歌山県	平成19年度は重大な違反事項は発生しなかったことから、講習会及び研修会の開催や巡回指導啓発活動を実施することで平成20年度は平成19年度と同様0%を維持し続けていく事を基本とする	○農薬の安全使用の推進(講習・研修会10回) ○農薬の適切な販売・管理の推進(巡回啓発指導90件) ○農業管理指導士研修会開催2回等 ○農薬残留確認調査2件 ・さんしょう(実)、タニモン	989,000	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 2.0%以下	0%	100%	A	本事業の実施により、農薬の適正使用指導に取組むなど、農薬販売業者や農薬使用者への指導強化が実施できた。 立入検査や危害防止運動の実施等と併せ、「農薬」に対する総合的な推進が実施できたものとする。	消費者に安心・安全な農作物を提供するため、農薬を取り扱う全ての者が、ポジティブリスト制度を含め農薬取締法について十分に理解することが必要で、そのための啓発活動は十分に展開されたと考えられる。不適切な販売の発生割合が0%と、効果を上回っていると評価できるが、不適切な事例が依然として発生する可能性はあつたことから、引き続き啓発活動が望まれる。 いすれにしても、着実な活動が展開されており大いに評価される。今後とも消費者の視点に立った事業を継続されたい。
	畜産物の安全性の確保	和歌山県	飼料の製造・流通及び使用の各方面で安全性確保と適正使用を推進する	○関係機関が連携した指導体制確立(協議会等) ○飼料安全法令に関する普及・監視及び指導(巡回指導立入検査) ○飼料の安全性監視のための調査分析の実施(調査分析)	97,000	農家の飼料安全規制全般の適正使用状況及び販売店の遵守状況 0%	0%	100%	A	農家段階での飼料の使用については、現在適正に使用されており、飼料等販売業者立入検査においても不適事例は認められなかった。今後も現状の維持のため巡回指導、調査分析等に努めなければならない。	消費者の健康・食に対する関心が高まる中、生産段階から安心・安全への取組みの成果は評価できる。 畜産物の原点である飼料の取扱い状況の調査・指導は、消費者に対する畜産物の信頼性を強くアピールできることから、不正率0%を維持されたい。また、県外での会議内容について、県内への伝達手段を一考されたい。
	水産物の安全性の確保	和歌山県	貝毒に係るリスク管理を的確に実施するため、平成19年度と同水準の目標値を設定し、監視調査を実施する	○貝毒発生監視調査(マウス試験33検体)	208,000	貝毒発生監視調査の実施数 33件	33件	100%	A	本事業の実施により、安全で信頼できる水産物の供給体制の確立に資することができた。今後も、二枚貝の安全性の確保を図るため、さらに、生産実態及び検査回数を再点検し、貝毒発生が想定される海域及び時期を重点的に検査を実施していく。	本年度は、昨年度出荷自主規制を超える麻痺性貝毒量が検出された田辺湾における養殖ヒオウギについて重点的に貝毒点検を行い、毒化した貝類が市場に出回ることを未然に防止するための施策が十分に機能したと思われる。 しかし、安全で信頼できる水産物の供給体制の確立のため、今後は検査時期、検査回数、検査地点及び検査対象水産物等について、当該事業の更なる効率的運用を目指し検討する必要がある。
まん延性伝染病・病害虫の発生予防	家畜衛生の推進	和歌山県	伝染病の監視体制を強化し、飼養管理指導により、その発生を効果的に防除する	○BSE検査・清浄化の推進(BSE検査) ○監視・危機管理体制の整備(衛生管理指導等) ○慢性疾病等の低減(慢性疾病調査等) ○生産衛生の確保(動物用医薬品の危機管理等) ○地域衛生管理体制の整備(飼養衛生管理技術指導等)	2,512,000	家畜衛生に係る取組の充実度 101.4%	105.2%	104%	A	本事業実施により家畜衛生に係る取組の充実度が増したことで、農家の飼養衛生管理に対する意識の向上が図られた。今後とも食の安全・安心の維持確保のため農家への飼養衛生管理指導等に努めなければならない。	家畜衛生に係る取組の充実度が増しており事業への取組みは評価できる。農家個々の最優先課題を見出し、生産性の向上につながるよう努められた。 事業内容が多岐にわたっており、それぞれの取組みは評価できる。安全・安心な畜産物の生産は、消費者のみならず生産者の利益にもつながるので、より一層の取組みを期待する。
	養殖衛生管理体制の整備	和歌山県	養殖魚介類の疾病リスク管理を推進するため、防疫指導強化、持続的養殖生産確保法に指定する特定疾病の蔓延防止を図る	○総合推進会議の開催(10回) ○養殖衛生管理指導(66件) ○養殖場の調査・監視(薬剤残留検査4回) ○疾病の発生予防・蔓延防止 ・魚病診断件数132件 ・健康診断件数59件 ・巡回指導30回 ・河川冷水病調査30件	1,000,000	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合 70.2%	72.5%	103%	A	安心・安全な養殖水産物の生産・供給体制の確立には、魚病診断、生産履歴記録や医薬品適正使用等の巡回指導、指導会議の開催等による、総合的な養殖衛生管理技術の継続的な普及が必要である。	水産用医薬品の適正使用はもたらんこと、環境保全にも配慮した指導と監視を、全養殖業者の67%という高い割合で行っており、高く評価される。また、魚病診断、健康診断なども幅広くおこなっており、今後この活動を継続的に実施していくことが強く望まれる。 事業の実施方法、実績ともに妥当かつ良好である。アユ養殖業者の養殖衛生管理指導は、年々向上している。河川での冷水病対策についても、現地指導を行うなど意欲的に取り組んでいる。今後とも当該事業の継続実施が望まれる。

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見
まん延性 伝染性 疾病・ 害虫の 発生予 防	病虫害の防除の推進	和歌山県	和歌山県のキク、水稲、ナス、エンドウにおけるIPM実践指標の作成・拡充と普及推進及び病虫害防除に関する農業の環境へのリスク低減(ミカン、ウメ、イチジク及びエンドウ)を図る	○総合的病虫害管理(IPM)普及推進(4作物、42a) ○病虫害防除農業環境リスク低減技術確立 (ミカン、ウメ 各30a、イチジク 10a、エンドウ2a)	5,101,000	農業環境 リスク低 減 218	219	100%	A	<p>IPM普及推進に対しては、キクについて管理ポイント4項目増加させて和歌山県に適合した実践指標を作成するとともに、水稲では雑草枯病対策に重点を置いた実践指標の改訂を行い、3項目の重点実施により被害防止対策に取り組んでいることは大いに評価できる。</p> <p>選境リスク低減技術の確立に対しては、各作物・病虫害について薬剤を削減した防除技術や体系防除への取り組みが積極的に実施されている。</p> <p>エンドウさび病対策については、これまで不明な点が多かった生態面で、施設内での各胎子世代の発生期間を明らかにし、防除対策に活用できる知見を得ている。また、循環圃の設置による施設内環境の改善をほかり発病を抑制できる可能性を見いだした。また、治療効果に優れる薬剤を選択していることから、これらを組み合わせた総合的防除対策の開発が期待できる。</p> <p>かんきつ黒点病については、有機栽培を目標とした減農薬防除を目指すため、化学合成農薬を一切使用せず被害を軽減し、薬剤コストを約33%削減できたことは実証試験として評価できる。</p> <p>ウメ白紋羽病については、夏期のマルチ被覆により病原菌を死滅させる条件、並びに、県内の代表的な4種類の土壌条件の違いによる効果を検証した。本方法は薬剤を用いないため、環境負荷の少ない防除技術として期待が高く、今後の本格的な実用化が望まれる。</p> <p>イチジク株枯病は、難防除病害であるが、抵抗性台木を用いることにより防除コストを慣行防除の半分に抑えており、今後の樹体への影響や果実品質のデータも今後の実証が待たれる。</p>	
	重要病虫害の防除の推進	和歌山県	重要病虫害の侵入警戒のため、カンキツ地帯を中心に調査を実施	○チチュウカイミバエ 9ヶ月(4月～12月)×13カ所=117回 ○ミカンコミバエ群及びウリミバエ 9ヶ月(4月～12月)×13カ所=117回	100,000	対象病虫害の調査・防除等の総回数 234	234	100%	A	<p>ミバエ類の侵入は我が国の農業に多大の影響を及ぼし農業の存亡に関わる。その意味で確実に侵入を防がなければならない。</p> <p>和歌山県は侵入経路の一つであると考えられるので、水際で防ぐには地道な活動ではあるが、的確な調査が継続される必要がある。</p> <p>本課題についての達成度は100%で、確実に事業が展開されており大いに評価できる。</p>	
「地域における教育ファーム」の取組への支援	地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援	和歌山県	平成19年度に策定した和歌山版『紀州わかやま「食事バランスガイド」』を普及・活用し、検討会の開催、食育推進フェアにおける「食事バランスガイド」の情報提供、スーパーマーケット店頭での若年層や「食」への無関心層を対象とした普及啓発イベントの開催、食育推進関係者の地域における普及活動、パンフレットやポスター、ホームページ等による普及啓発を行う	○食育総合展示会等の開催(1回) ○地域版「食事バランスガイド」普及・活用の促進 ○スーパー等における店頭普及	1,220,000	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合 15.0%	29.2%	194%	A	<p>食育総合展示会等の開催は、事業目的及び和歌山県の地域実態を踏まえており、食育総合展示会等のイベント開催時における情報提供、地元農産物を用いた料理展示等により展開されている。</p> <p>本事業は、「食事バランスガイド」の活用状況や食育の認知度などの調査結果からみて、普及・活用に役立っていると評価出来る。</p>	
	地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援	紀南農業協同組合	食育総合展示会(クッキングフェスタ)を開催し、『紀州わかやま「食事バランスガイド」』を活用した地元農産物を使ったメニュー展示等の普及啓発を行う	○食育総合展示会等の開催(1回)	1,180,000	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合 15.0%	29.2%	194%	A	<p>食育総合展示会等の開催は、事業目的及び和歌山県の地域実態を踏まえており、食育総合展示会等のイベント開催時における情報提供、地元農産物を用いた料理展示等により展開されている。</p> <p>本事業は、「食事バランスガイド」の活用状況や食育の認知度などの調査結果からみて、普及・活用に役立っていると評価出来る。</p>	
総計・総合評価					12,847,000			119%	A		

和歌山県事後評価概要一覧表

別紙

目的	目標	事業実施主体	設置又は整備した施設・機器名	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見
まん延性感染症の発生・予防	家畜衛生の推進	和歌山県	自動包埋装置	監視体制強化施設整備 1式	525,000	施設ごとの活用状況の向上割合 66.7%	244	366	A	本機器設置により年間処理検体数は飛躍的に増大した。これにより病性鑑定及び検査業務が迅速かつ効率的になされたことから、より一層の診断機能の強化に努めなければならない。	実施内容は、概ね良好。病性鑑定の基幹部門である病理組織検査作業が、本機の設置により効率化が図られ、更に迅速な診断がなされるよう期待したい。 年間処理検体数が大幅に増大。事業内容も良好で、畜産物の収益確保が厳しい現状の中、農家の多様なニーズに応えられるよう努められたい。
総計・総合評価					525,000				A		